

—農場管理を“見える化”し、食の安全を確保する手法 GAP—

GLOBALG.A.P.認証の取得が容易になります

GLOBALG.A.P.（ドイツ）がJGAP 認証農場向け新ガイドラインを発表

日本 GAP 協会と GLOBALG.A.P.事務局によって協同作成された JGAP 認証農場向け新ガイドラインが正式発表されましたので、ご報告致します。

GLOBALG.A.P.のホームページで全文をご覧いただけます。

■ガイドライン名：

<英名> Guideline for JGAP Certified Producers aiming at GLOBALG.A.P. Certification

<和名> GLOBALG.A.P.認証を目指す JGAP 認証生産者のためのガイドライン

The screenshot shows the GLOBALG.A.P. website interface. At the top, it says "GLOBALG.A.P. Approved by GLOBALG.A.P.". The main heading is "GLOBALG.A.P.認証を目指す JGAP 認証生産者のためのガイドライン" (Guideline for JGAP Certified Producers aiming at GLOBALG.A.P. Certification). Below this, it says "「JGAP青果物2010」対応" and "2013年10月20日発行". A search results table is visible at the bottom, with a green arrow pointing to the first entry:

Document Name	Type	Version	Published
GLOBALG.A.P.認証を目指す JGAP 認証生産者のための ガイドライン	Guidelines and Supporting Documents		Oct 22, 2013
Japanese PDF 889 KB			

NEWS RELEASE

JGAP				GLOBALG.A.P.			
レベル	管理点	適合基準	番号	レベル	管理点	適合基準	
A 農場運営と販売管理							
1. 農場運営							
1.1 基本姿勢							
1.1.1	必須	JGAPに主体的に取り組んでいる				JGAP審査の時に限り適用	
1.1.2	重要	整理整頓し清潔な農場を維持している	AFS.2.2	上位の義務	すべての廃棄物/ゴミは片付けられていますか。	生産場所や保管倉庫のごく近くに廃棄物/ゴミがないことを目標と評価します。指定の場所に一時的に少量のゴミや廃棄物を置くことや、その日の作業で出た廃棄物は許容します。こぼれた燃料もきめ、その他全てのゴミや廃棄物が、片付けられていることが必要です。	
1.2 経営資源の管理							
1.2.1	必須	責任と権限が明確になっている	AF.3.6.1	上位の義務	管理官制で1名、作業官の確保、安全、福祉についての責任者を明確に定めていますか。	管理官制で1名、現時点で国や自治体が定めている法規に適合することを保証し、そして作業官の健康、安全、福祉に関する方針を裏付ける責任者を、明確に特定している文書があることが必要です。	
1.2.2	必須	圃場・施設の基本情報がある	AF.1.1.1	下位の義務	生産を行う各圃場、果樹園、温室、開いた地、区画、畜舎/ベンまたはその他の区域/場所を参照する仕組みが確立されており、圃場の図画や地図上で照合できるようにしていますか。	適合するには、各圃場/園地、温室/開いた地/畜舎または農場内のその他の区域/場所を参照することで識別ができるか、または圃場の図画や地図でも生産場所の識別の仕組みが相互参照できなければなりません。適用除外禁止。	

ガイドライン 内容の一例

このガイドラインは、JGAPとGLOBALG.A.P.の基準（青果物）の共通点と相違点を簡単に理解できるように、日本GAP協会（日本・東京）とGLOBALG.A.P.（ドイツ・ケルン）によって協同作成されました。JGAP認証農場がGLOBALG.A.P.の導入を容易にすることがガイドラインの目的です。これは近年、海外で広がるGFSI承認制度の点からも有効と判断されました（従来のGLOBALG.A.P.同等性認証の仕組みはGFSI承認されません）。

JGAPは日本で最も普及しているGAPです。JGAPは英語版も発行されており、日本の農場管理の良さを海外に伝える有効なツールとして活用されています。2007年11月からは第三者認証制度が始まり、日本・韓国・タイにおいて1,749認証農場（2013年3月）と普及が進んでいます。

JGAPによって日本の農場・産地は十分なレベルの食品安全・環境保全・労働安全を実現することができます。同時に、このたび欧州を中心に普及しているGLOBALG.A.P.との協力関係をさらに深め、GLOBALG.A.P.認証の取得も容易にするツールとしてJGAPの利便性を一段と高めました。欧米の小売業・食品メーカーはGLOBALG.A.P.認証を取引基準としていることがあります。本ガイドラインによって日本産農産物の輸出促進につながります。

本ガイドラインの発行は、日本の農場・産地にとって以下の利点があります。

- (1) 日本で最も普及しているGAPであるJGAPを土台にしてGLOBALG.A.P.基準が整理されていることから、日本の農場・産地にとってGLOBALG.A.P.への取り組みやすさが大きく改善されます。

既にJGAPを導入している農場であれば、GLOBALG.A.P.認証が必要になった時に追加で取

----- 特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本GAP協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所 4階

TEL: 03-5215-1112 / FAX: 03-5215-1113

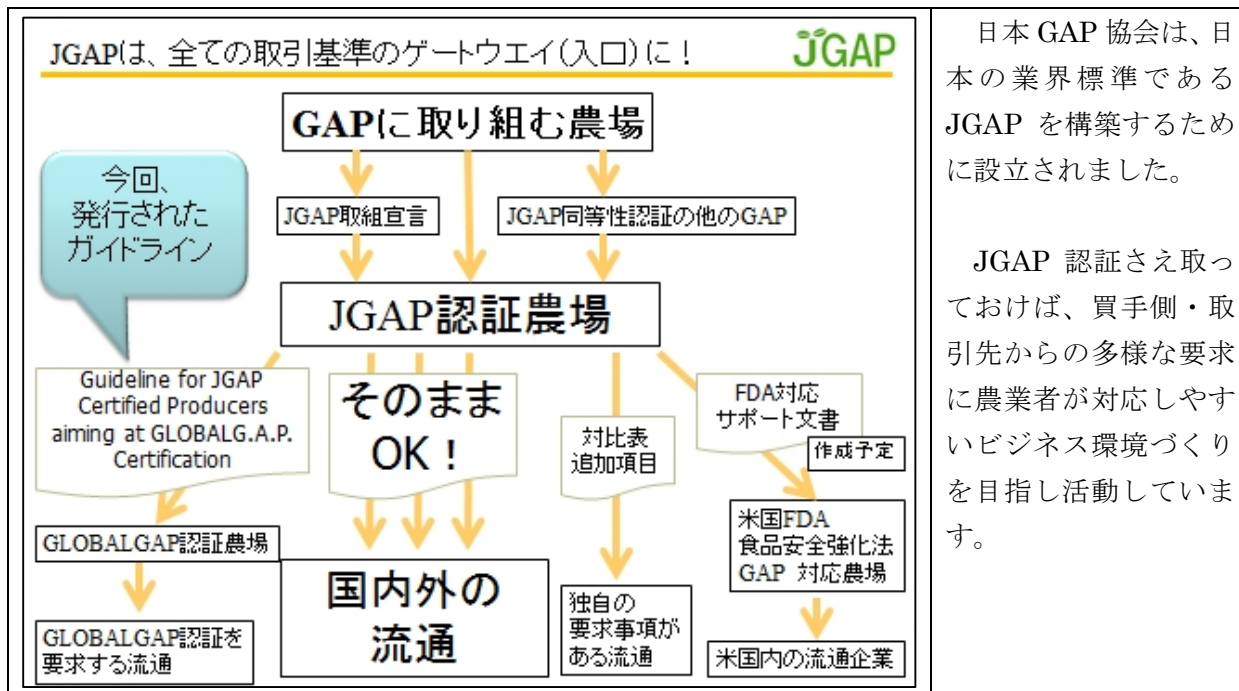
NEWS RELEASE

り組むべき事項が明確であり、審査への準備が格段に容易になります。

- (2) GLOBALG.A.P.は文言や要求事項の表現が難しい部分もあり、審査の際に GLOBALG.A.P. 審査員と農場のコミュニケーションが上手くいかないこともあります。

本ガイドラインだけで審査をすることはできませんが、日本の農場・産地にとって分かりやすく書かれた本ガイドラインを補助的に利用することで、審査員と農場のコミュニケーションが効率化し、その結果として審査時間の短縮が期待されています。既に GLOBALG.A.P. 認証機関の中には、本ガイドラインを補助的に使用した審査による認証費用削減の検討を始めているところもあります。

■JGAP の戦略 について



日本 GAP 協会は、日本の業界標準である JGAP を構築するために設立されました。

JGAP 認証さえ取っておけば、買手側・取引先からの多様な要求に農業者が対応しやすいビジネス環境づくりを目指し活動しています。

JGAP の指導者は日本・韓国・タイに 4,000 名以上あり（都道府県の普及指導員、JA 職員、肥料商など）、農場・産地が取り組みやすい環境づくりがされています。日本産農産物の 3 大輸出先である香港・台湾・シンガポールでは、JGAP 認証がそのまま通用するよう普及を開始しています。GLOBALG.A.P.認証や米国 FDA-GAP の実践を要求するバイヤーに対しては、JGAP 認証農場であれば今回の新ガイドラインなどを用いて迅速に対応できるよう環境整備をしています。

今後、同様のガイドラインを茶・穀物の分野でも発行する計画です。

新ガイドラインを使用して GLOBALG.A.P.の導入に取り組みたい方は、日本 GAP 協会、GLOBALG.A.P.事務局（ドイツ）等までお問い合わせください。

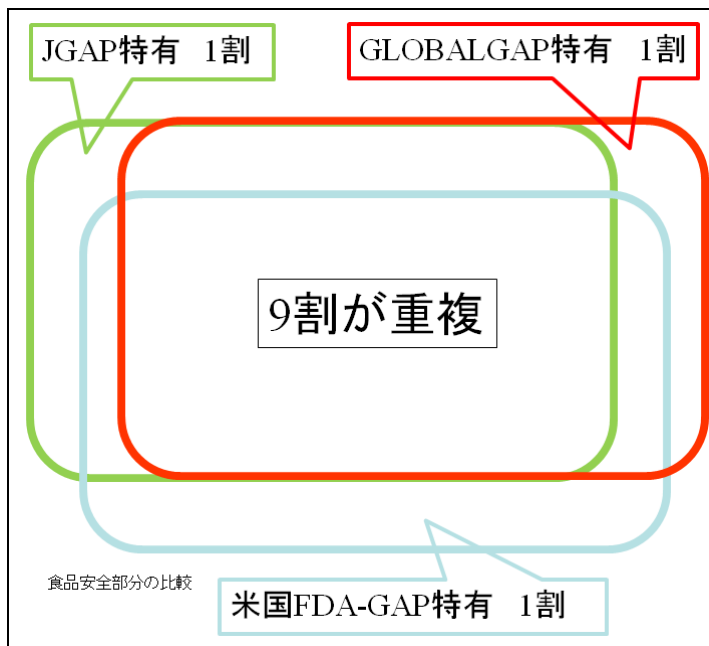
問合せ先：武田 TEL 03-5215-1112 FAX 03-5215-1113 E-mail: info@jgap.jp

（取材を希望される場合は、下記を記入の上、FAX または E-mail で送付ください。）

御社名 _____ 部署名 _____ 御名前 _____
住所 _____ 電話番号 _____

＜参考情報と補足説明＞

■JGAP と GLOBALG.A.P.と米国 FDA-GAP 重複について



それぞれの GAP は重複している部分が多くあります。一方で独自の部分もあります。

基準の所有者・作成者が異なるために、想定している農業現場、重視する価値観やリスクの違いから起きることであり、優劣を判断するものではありません。

今回発表されたガイドラインの後半部分には、図中の「GLOBALG.A.P.特有 1割」の部分も含まれており、JGAP 管理点の番号に「G」が付加されているものが、それに当たります。

■JGAP (Japan Good Agricultural Practice : 日本の良い農業のやり方) は、日本 GAP 協会が所有する GAP 基準と認証制度であり、食品安全・環境保全・労働安全の点から適切な農場管理についてまとめられています。第三者認証制度もあり、信頼できる農場・産地の目印として、農産物流通の現場で取引する産地の判断基準として利用され始めています。農林水産省 GAP ガイドラインに対応したものであり、且つ農産物の輸出に対応した管理 (国による残留農薬基準の違い等) も実現できるように作成されています。

■GLOBALG.A.P. (ドイツ) は、欧州の大手スーパー等の大手小売が独自に策定していた産地への要求事項を標準化するため、民間団体である欧州小売業組合 (EUREP) が作成したものです (2007年に GLOBAL G.A.P.に改称)。食品安全・環境保全・労働安全・労働福祉をテーマとしています。

■米国 FDA-GAP は、2011年に成立した米国の食品安全強化法 (Food Safety Modernization Act) によって、米国内で流通する農産物に実践が義務付けられる GAP であり、米国政府 FDA が所有。食品安全のみを対象としています。2013年11月の段階では GAP 基準の原案に対してパブリックコメントを収集している段階です。ジェトロのホームページに日本語訳が掲載されています。

■GFSI (Global Food Safety Initiative) はパリに本部をおく民間団体です。従来、食品安全の確保を目的に仕入先に要求するスキーム (サプライヤーが取得すべき認証制度) は、バイヤー側の企業がそれぞれ決めていました (A社は仕入先に ISO22000を要求、B社は SQFを要求 等々)。GFSI は各企業に代わり、良いスキームかどうかを判断する役割を担うことを宣言しています。良いと判断されたスキームを、GFSI recognized Scheme (承認スキーム) と呼んでいます。欧米系の企業を中心に GFSI 承認スキームであればどれでも良いという形の仕入先の管理が広がっています。